

## シン・企業年金レポート

2025年8月27日  
団体年金事業部

&lt;谷内教授のシン・企業年金レポート：第17回&gt;

## 定年延長に伴う給付減額の判定基準の見直しについて

## — パブリック・コメントを踏まえて —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第17回目では、2025年8月15日付発出の「確定給付企業年金制度について」の一部改正（案）のパブリック・コメントを踏まえ、確定給付企業年金の給付減額の取扱いならびに今般の改正の概要および課題について考察します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

## 著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

# 定年延長に伴う給付減額の判定基準の見直しについて

## — パブリック・コメントを踏まえて —

名古屋経済大学 経済学部 教授  
谷内 陽一

### 目 次

- |                           |
|---------------------------|
| 1 はじめに                    |
| 2 確定給付企業年金における給付減額の判定基準とは |
| 3 定年延長に伴う給付減額の判定基準の見直し    |
| 4 おわりに                    |

## 1. はじめに

2025年8月15日、確定給付企業年金および存続厚生年金基金における定年延長に伴う給付減額の判定基準の見直しを柱とした「確定給付企業年金制度について」（平成14年3月29日年発第0329008号）、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）および「厚生年金基金の設立要件について」（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）の改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）が開始された。本稿では、確定給付企業年金<sup>1</sup>の給付減額の取扱いならびに今般の改正の概要および課題について考察する。

なお、本稿の記載内容は、前出のパブリック・コメントで公表された改正案に基づく。また、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

## 2. 確定給付企業年金における給付減額の判定基準とは

確定給付企業年金は受給権保護を目的とした制度であり、給付の額を減額することを内容とする規約変更（給付減額）には、通常の規約変更よりも慎重を

---

<sup>1</sup> 本稿ではリスク分担型企業年金は考察の対象外とする。

期すために相応の「理由」と厳格な「手続」が求められる<sup>2</sup>。

### (1) 理由要件

給付減額が認められる理由は下記の通りである<sup>3</sup>。このうち、受給権者等（加入者である受給権者および加入者であった者）に係る給付減額が認められるのは②の場合のみとされている。

- ①労働協約等の変更に基づく給付設計の見直し
- ②実施事業所の経営状況悪化または掛金の大幅上昇による掛金拠出の困難
- ③制度の統合・合併、権利義務の承継等
- ④企業型確定拠出年金への一部移行

### (2) 手続要件

給付減額を行う場合は、通常の規約変更手続に加えて、下記の手続を行う必要がある<sup>4</sup>。実施事業所が2以上であるときは、各実施事業所について下記の手続を行わなければならない。なお、これらの手続に際しては、事前の十分な説明あるいは受給権を保全するための適切な経過措置を講じることが求められる。

- ①加入者の給付減額に係る手続
  - ・給付減額の対象となる加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意
  - ・給付減額の対象となる加入者の3分の2以上の個別同意（給付減額の対象となる加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって代替可能）
- ②受給権者等の給付減額に係る手続
  - ・給付減額の対象となる受給権者等の3分の2以上の個別同意
  - ・減額対象者等のうち希望者に対する減額前の最低積立基準額を一時金として支給する措置の実施（対象者全員が給付減額に同意する場合を除く）

### (3) 判定基準

確定給付企業年金における給付減額の判定は、将来の給付額の見込みを予定利率で割引計算した「通常予測給付現価」や、最低保全給付<sup>5</sup>を30年国債の利回り等を基に設定した利率で割引計算した「最低積立基準額」を用いる<sup>6</sup>。具体

<sup>2</sup> 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第4条第2号

<sup>3</sup> 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第5条第1～4号

<sup>4</sup> 確定給付企業年金法施行規則第6条

<sup>5</sup> 企業年金が解散・終了すると仮定した場合に、当該時点までの加入期間に応じて発生している、または発生しているとみなされる給付。

<sup>6</sup> 確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）第1 2(2)①

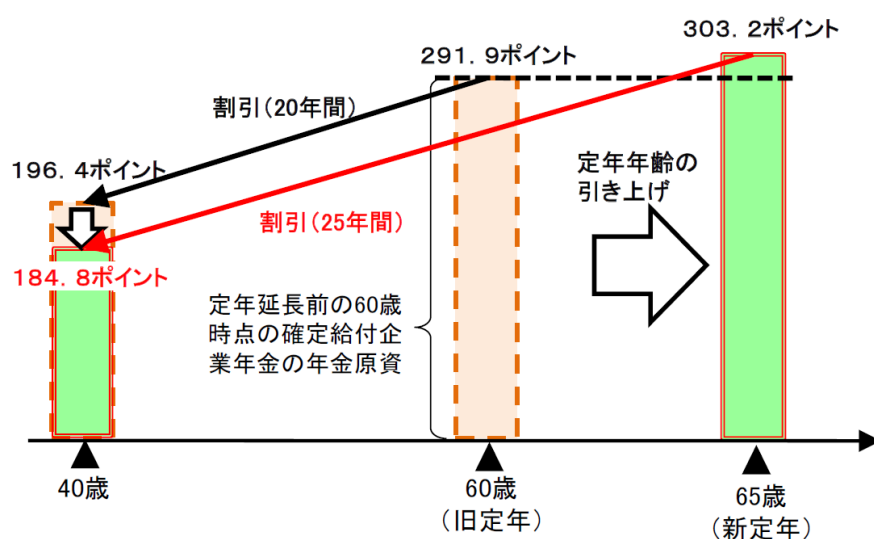
的には、給付設計の変更によって全部または一部の加入者・受給権者等に係る通常予測給付現価または最低積立基準額が減少する場合は、給付減額として取り扱う。

### 3. 定年延長に伴う給付減額の判定基準の見直し

#### (1) 定年延長における給付減額の課題

前述の通り、確定給付企業年金において給付減額に該当するか否かは、名目上の給付額自体の減少ではなく給付額の現在価値（通常予測給付現価または最低積立基準額）の減少で判定する。しかし、定年延長のため定年年齢を後ろ倒しにすると、名目上の給付額を維持あるいは増加する場合であっても、割引計算する期間が長くなるぶん計算上の現在価値が減少するため給付減額と判定されることが多い（図表 1）。給付減額と判定されると、手続要件として給付減額に該当する者の個別同意を得る必要があるため、これが定年延長への対応を阻害しているとかねてより指摘されてきた。

図表 1 定年延長における確定給付企業年金の給付減額の判定（イメージ）



(注) 予定利率 2%、60 歳で勤続期間 40 年、65 歳で勤続期間 45 年の場合を仮定。  
 (出所) 第 9 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2019 年 11 月 8 日開催) 参考資料 1「制度の普及等に向けた改善について (参考資料)」p.51 より抜粋

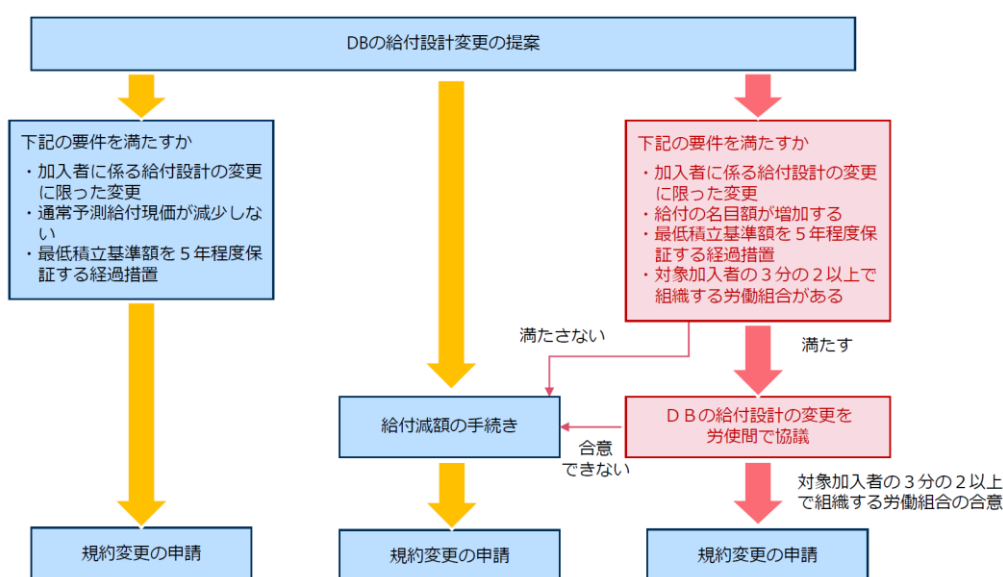
#### (2) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会で提示された見直し案

社会保障審議会企業年金・個人年金部会の第 37 回会合 (2024 年 11 月 8 日) では、定年延長等に伴う給付設計の変更について、現行の給付減額判定基準を原則としつつ、一定の要件を満たす場合は給付減額として取り扱わないとする

見直し案が提示された（図表 2）。

見直し案では、対象加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合の合意を要件としており、労使間の交渉ができる体制として労働組合があることを前提としている。この点については、企業年金・個人年金部会の場合でも、中小企業など労働組合がない企業における対応も検討すべきとの意見が複数寄せられた。これに対し、2024 年 12 月公表の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」では、要件緩和の是非については実施状況を踏まえつつ更なる検討を行っていくべきとしている<sup>7</sup>。

図表 2 確定給付企業年金の給付減額の判定の取扱いの見直し



（出所）第 37 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024 年 11 月 8 日開催）資料 3「DBの給付減額の判定基準・手続き」p.8より抜粋

### （3）今般のパブリック・コメントで提示された通知改正案

今般のパブリック・コメントで公表された通知改正案は、企業年金・個人年金部会で提示された見直し案をほぼ踏襲したものであった。具体的には、下記①～④の要件を全て満たせば、通常予測給付現価が減少する場合であっても、労働組合の同意を得ることで給付減額として取り扱わないことが可能とされた。

- ①加入者（受給権者を除く）の給付設計の変更であること。
- ②通常予測給付現価が減少する加入者の 3 分の 2 以上で組織する労働組合があること。
- ③通常予測給付現価が減少する各加入者の給付の名目額が増加すること。

<sup>7</sup> 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024b）p. 18

- ④通常予測給付現価が減少する加入者に係る最低積立基準額が減少しないまたは少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること。

#### (4) 改正通知の適用期日

改正通知の発出は2025年10月初旬を予定しており、発出日が適用期日となる予定である。なお、今般のパブリック・コメントの意見募集期間は2025年9月16日10時までとされている。

## 4. おわりに

今般の通知改正は、定年延長に伴う確定給付企業年金の制度改正のハードルを下げ、企業における定年延長の動きを阻害しないことを目的としている。一方で、今般の措置が適用される要件として、「労働組合の存在」および「給付の名目額の増加」が規定されている。前者については、労働組合の有無で取り扱いに差を設けるのは不合理であり、中堅・中小企業への対応の観点からは更なる検討は急務だと考える。後者については、どの程度の増加幅なら名目額の増加に該当するのかが焦点となるが、当面は、具体的な数値基準を示すのではなく規約変更の審査や折衝の場で協議・指導していくものと推察される。

### <参考文献>

- 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリック・コメント）について（egovパブリック・コメント）  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250146&Mode=0>
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019）「制度の普及等に向けた改善について（参考資料）」第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2019年11月8日開催）参考資料1  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000565182.pdf>
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024a）「DBの給付減額の判定基準・手続き」第37回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024年11月8日開催）資料3  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001328792.pdf>
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024b）「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」2024年12月27日公表  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf>
- 谷内陽一（2025）「企業年金・個人年金部会「議論の整理」を読み解く【前編】：主要な改正事項の解説」『第一生命 年金通信：シン・企業年金レポート第10回』No. 2024-132  
<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1972>